



第2章

史跡由義寺跡の概要

- 第1節 指定に至る経緯
- 第2節 指定の状況
- 第3節 史跡由義寺跡を取り巻く環境



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第1節 指定に至る経緯

(1) 由義寺の発見の経過

史跡由義寺跡は、奈良県から大阪府内の柏原市を経て、生駒山地西側を流れる旧大和川水系が八尾市二俣で東西に分流した長瀬川（西側）と玉串川（東側）に挟まれた沖積地上にある。史跡指定地からは、史跡高安千塚古墳群や古代山城の高安城^{たかやすのき}などの遺跡が多数分布する高安山麓や大阪平野を望見できる。

由義寺は、称徳天皇建立の寺院として『続日本紀』に記載があるが、古代氏族の弓削氏が建立した弓削寺を改称、発展させたと考えられていた。弓削寺に関連する調査としては、昭和 50～51 年（1975～1976）に八尾市教育委員会による大阪府水道布設工事に伴う発掘調査が、史跡指定地北側で行われている。しかし、古代の瓦等が出土したものの、寺院に関連するような遺構は確認できなかった。また、周辺は市街化調整区域であったことから、長らく大規模な開発事業等がなく、発掘調査は行われず、位置や範囲は明らかでなかった。

その後、区画整理事業に伴い、平成 27 年度（2015）に事前の遺構確認調査を経て、平成 28 年（2016）5 月から発掘調査に着手した。そして、同年 9 月に大阪平野で出土例のない西大寺系の軒平瓦など奈良時代後期の瓦が大量に出土した。瓦を伴う遺構の性格は明らかにできなかったが、由義寺に関する瓦と想定されたことから、これらの成果を報道発表し、現地説明会を開催した。

さらに寺院遺構確認のための調査を同年 11 月～翌年 2 月に実施した。その結果、大量の瓦が出土した北東側において、盛土及び旧耕土層の直下約 0.4m 前後で基壇^{きだん}を確認した。さらに瓦の集積の広がりとともに基壇の四方で凝灰岩の細片を含む幅約 0.8～1.8 m の溝を検出した。この溝の内側に 1 辺約 20m の大規模な正方形の基壇に復元できたことから、周辺で出土した瓦類と合わせて、寺院の中心伽藍の一つである塔の遺構と考えられた。

考古学だけでなく、文献史学及び建築史学等の学識経験者から塔基壇に対する助言や指導を受け、称徳天皇と道鏡ゆかりの由義寺に関する重要な遺構との評価を得て、調査成果を同年 2 月に報道発表した。日本史上の重大な発見として新聞紙面に大きく取り上げられ、現地説明会では 2,000 人を超える参加者があった。



図 2-1 平成 28 年 9 月の現地説明会の様子

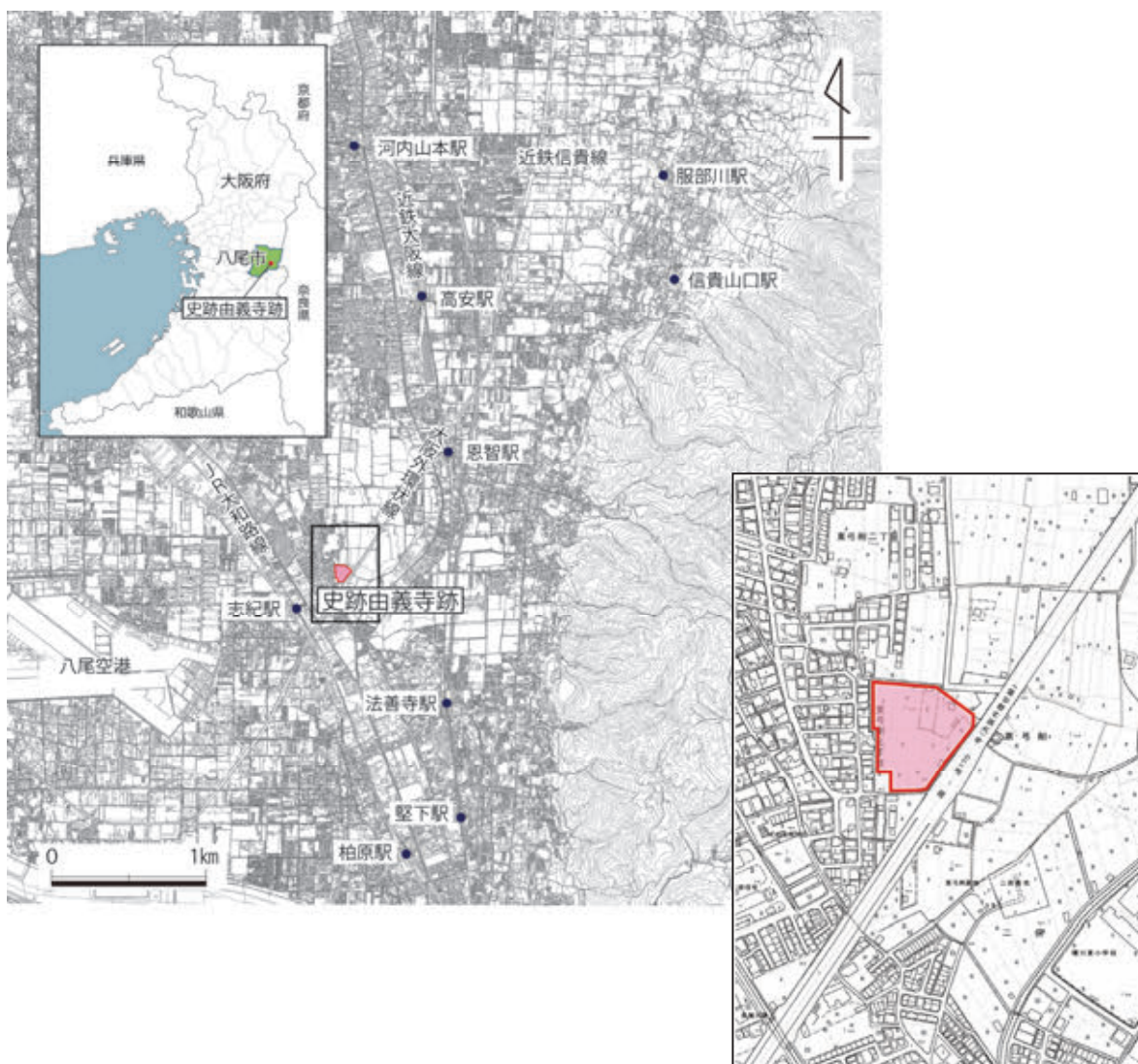


図 2-2 史跡由義寺跡の位置

(2) 史跡由義寺跡の史跡指定と保存

発見された由義寺を後世に残すため、区画整理事業者及び地権者と保存に関して協議したのち、国に史跡指定の意見具申を行った。そして、平成 29 年（2017）11 月 17 日の国の文化審議会の答申を経て、平成 30 年（2018）2 月 13 日に国の史跡として告示された。塔基壇発見から約 1 年後の速やかな史跡指定となった。

史跡指定された範囲は、工事施工中の区画整理事業地内であったことから、保存に向けた公有化を早急に進める必要があった。そのため、区画整理事業者及び地権者との協議を経て、平成 31 年（2019）3 月には史跡指定地の公共用地（水路）を除いて、すべて国の史跡等購入費国庫補助金を活用して土地を公有化した。

第2節 指定の状況

(1) 指定の状況

名称：由義寺跡

種別：史跡

指定年月日：平成30年（2018）2月13日

指定基準：三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

所在地	大阪府八尾市東弓削三丁目
地域	18番のうち実測1,331.29㎡、19番1のうち実測425.20㎡、19番2のうち実測1,107.57㎡、20番のうち実測815.80㎡、21番のうち実測1,081.47㎡、22番のうち実測200.24㎡、22番のうち実測47.30㎡、24番のうち実測47.30㎡、25番のうち実測117.85㎡、26番、27番、28番、29番1、29番2、30番1のうち実測99.61㎡、30番2、30番3のうち実測1,698.88㎡ 上記の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む 22番に西接し、同25番に南接するまでの道路敷のうち実測41.17㎡、22番と同24番に挟まれ、同25番に北接するまでの道路敷のうち実測11.14㎡、26番に北接する水路敷に西接し、同27番に西接するまでの道路敷、28番に南接し、同30番1に北接するまでの道路敷、21番に東接し、同29番1に北接するまでの水路敷のうち実測133.35㎡、26番に北接する水路敷、30番3に東接する水路敷 備考 一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府教育委員会（現大阪府教育庁）及び八尾市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

【文部科学省告示第23号】

区画整理後の換地処分後の新地番の所在地（令和元年（2019）12月20日）

所在地	大阪府八尾市東弓削三丁目
地域	1003番、1004番、1010番、1011番、1012番、1013番、1014番、1015番、1016番、1017番、1018番、1019番、1020番

指定範囲：10498.46 m²（公簿）

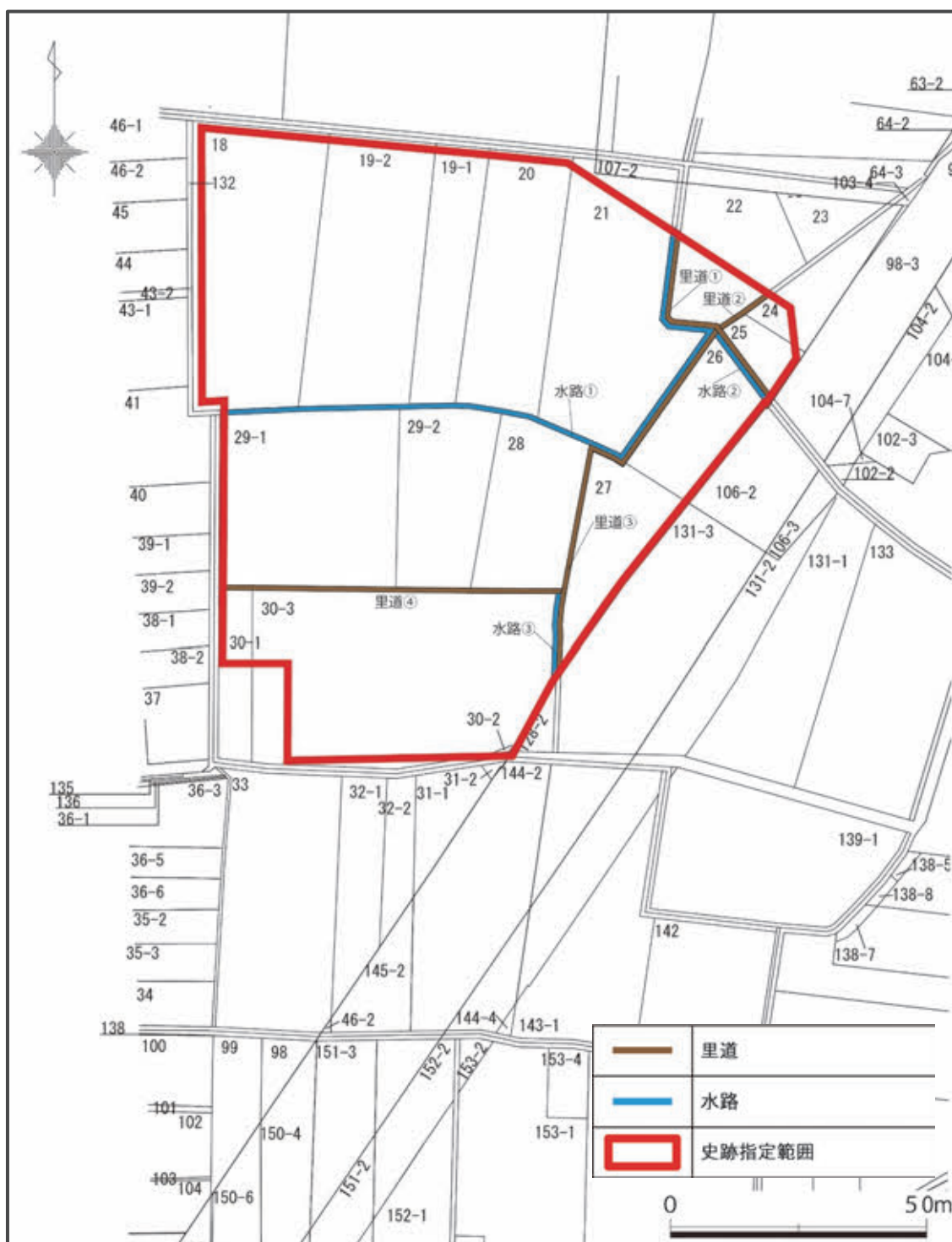


図2-3 史跡由義寺跡の指定範囲（指定時）

指定範囲：10485.93 m²（実測）

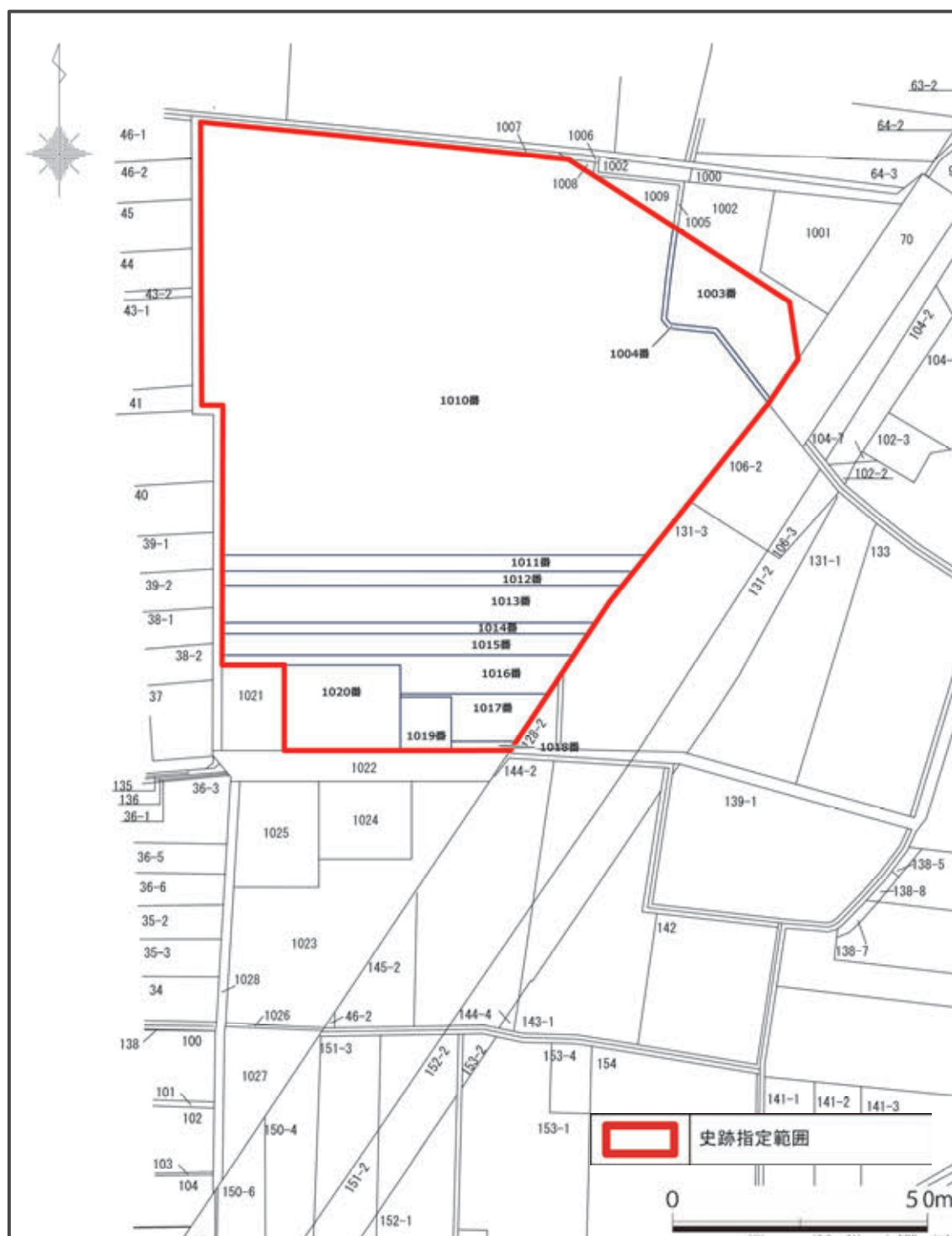


図2-4 史跡由義寺跡の指定範囲（区画整理事業後）

史跡指定にあたり、平成29年（2017）11月17日に行われた国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経た文部科学大臣に答申された由義寺跡の評価は下記のとおりである。

（月刊文化財 平成30年（2018）2月号抜粋 横書き用に表記の一部を改め）

由義寺跡は、生駒山地西側の旧大和川が八尾市二俣で分流する玉串川と長瀬川に挟まれた沖積地上に位置する古代寺院跡である。この付近は、弓削道鏡の出身氏族である弓削氏の本拠地と考えられている。付近に「大門」、「古宮」、「古屋敷」といった地名が残り、その付近では奈良時代の瓦が出土することから、天平14年（742）12月30日の「弓削寺僧行聖優婆塞貢進解」などに寺名が見える弓削寺の推定地とされていた。弓削寺は『続日本紀』天平神護元年（765）10月30日条及び閏10月1日条に称徳天皇の行幸、礼仏と食封200戸の施入の記事がみえ、宝亀元年（770）4月5日条に「由義寺塔」の造営に係る記事がみえる。また、神護景雲3年（769）10月30日に由義宮を中心とした地域を西京としたことが知られる。なお、由義宮は天平神護元年までは弓削行宮とされていたが、神護景雲3年10月17日の行幸からは由義宮と記載されている。弓削寺も宮の改称とともに、由義寺に改められたと考えられる。

平成28年度に八尾市東弓削で計画された東部大阪都市計画事業曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査を、（公財）八尾市文化財調査研究会が実施したところ、東大寺式や興福寺式の軒瓦を含む瓦が集中して大量に出土した。この成果を受けて八尾市教育委員会は、瓦の集中地点を中心に遺跡の内容確認のため発掘調査を実施したところ、大規模な塔の基壇を検出した。塔基壇は、基壇外装は残っていないが、延石の抜き取りと考えられる凝灰岩片を含む溝が四方に巡ることから1辺約20mの規模であることが判明した。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、大安寺の七重塔の規模に匹敵する。

また、基壇は粘質土と砂質土に薄い層を交互に突き固めた版築工法で築かれ、最も残りのよい部分では高さ約70cmである。心礎をはじめとする礎石が失われているため、柱の位置や数、柱間寸法は不明だが、塔廃絶後に基壇上面に掘り込まれた後世の土坑から、四天柱又は側柱の礎石の可能性のある巨石や円柱座を持つ礎石が出土している。なお、この土坑からは塔の地鎮具と考えられる和同開珎や萬年通宝、神功開宝などの銭貨、佐波理鋳の破片なども出土した。

基壇周辺から出土した大量の瓦の中には、東大寺式と興福寺式の軒瓦が多数含まれている。また、瓦とともに相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性のある復元直径約90cmの銅製品が出土している。出土した軒瓦は奈良時代後半のもので、塔基壇の規模が官の大寺に匹敵すること、この地が「由義寺」の推定地にあたることから、由義寺の塔跡である可能性が極めて高いことが明らかになった。また、大阪平野ではこれまで出土していない東大寺式と興福寺式の軒瓦が採用されていることは、『続日本紀』宝亀元年4月5日条にみえる「詔して、由義寺の塔を造りし諸司の人、及び雑工等九十五人に、労の輕重に随ひて、位階を加え賜ふ。」という記事から分かる官造営機構の動員を裏付けるものと評価される。さらに、塔周辺では同時期の他の建物は検出されておらず、これは宝亀元年8月21日に道鏡が造下野国薬師寺別当として左遷され失脚することから、発掘された塔跡は由義寺のものであると考えられる。

由義寺跡は、弓削氏の氏寺として成立するが道鏡の台頭によって、奈良時代後半には西京における官寺として塔の造営などの整備が行われたと考えられる。こうした由義寺の動向は、奈良時代後半における政治・社会情勢を反映しており、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(2) 指定地の状況

① 土地利用(地目)

区画整理前の土地利用 (公簿)		区画整理前後の土地利用 (実測)	
田	8,669.93 m ²	田	105.00 m ²
宅地	1,107.57 m ²	宅地	9,958.93 m ²
雑種地	318.09 m ²	雑種地	381.00 m ²
里道	189.41 m ²	用悪水路	41.00 m ²
水路	166.16 m ²	合計	10,485.93 m ²
水道用地	47.30 m ²		
合計	10,498.46 m ²		

② 土地所有

史跡由義寺跡は、史跡指定地全域が八尾市の所有となっている。

③ 管理団体

平成30年(2018)7月30日付文化庁告示第68号により、管理団体に八尾市が指定された。

(3) 指定地に関する調査研究の成果

第1節(1)において、史跡由義寺跡の発見に至る経過については述べたが、指定地に関する調査研究の成果について、周辺地も含めて整理する。

文献にみる由義宮・由義寺(表2-1参照)

由義寺に関連する最も古い記録としては、前身寺院に位置付けられる弓削寺が「優婆塞貢進解」(『大日本古文書』巻2・324頁)において、天平14年(742)に弓削寺の僧・行聖が、優婆塞の得度(在家修行者を正式の僧にすること)を申請したものがある。これにより弓削寺が8世紀前半には存在していたことがわかる。

以降『続日本紀』によると、天平神護元年(765)に称徳天皇が紀伊行幸の帰途、弓削行宮に入った際、弓削寺に2度礼仏し、唐楽、高麗楽の演奏や黒山舞、企師部舞等が行われている。さらに食封200戸を与える等、寺を厚く遇している。

次に称徳天皇が河内を訪れたのは神護景雲3年(769)で、23日間の滞在にもかかわらず、弓削寺に関する記述はなく、寺院としては龍華寺の記述があり、そこで市を開き五位以上の官人の売り買いを見物し、難波宮の綿20,000屯と塩30石を龍華寺に施入した。前回と異なっているのは、弓削行宮ではなく、由義宮への行幸で、「由義宮を以って

表 2-1 由義寺関連年表

天皇	西暦	年号	月	おもなできごと
元正	718	養老2	-	阿倍内親王(のちの孝謙・称徳天皇)が生まれる
聖武	742	天平14	12	弓削寺の僧 行聖が得度(出家)者を推挙する【弓削寺の初見】
	747	天平19	6	「沙弥道鏡」が東大寺の僧・良弁の使者となる【道鏡の初見・正倉院文書】
孝謙	749	天平勝宝元	7	阿倍内親王が即位する(孝謙天皇)
淳仁	758	天平宝字2	8	孝謙天皇が譲位し、大炊王が即位する(淳仁天皇)
	760	天平宝字4	3	万年通宝を鑄造する
	761	天平宝字5	10	保良宮(滋賀県大津市)に孝謙太上天皇が行幸し、看病にあつた道鏡を信頼する
	762	天平宝字6	5	孝謙太上天皇が法華寺に入り、出家する
	763	天平宝字7	9	道鏡が少僧都になる
	764	天平宝字8	9	西大寺(奈良県奈良市)建立を発願する／藤原仲麻呂の乱の後、道鏡を大臣禪師とする
称徳			10	淳仁天皇を廃し、孝謙太上天皇が重祚する(称徳天皇)
			9	神功開宝を鑄造する
	765	天平神護元	10～ 閏10	第1回目の河内国への行幸:5日間 10月29日 紀伊国への行幸の帰り、弓削行宮に入る 10月30日 弓削寺で仏を礼拝する 閏10月1日 弓削寺に食封200戸、智識寺に50戸を施入する 閏10月2日 道鏡を太政大臣禪師に任じ、文武百官に拝賀させる／弓削寺で仏を礼拝する 閏10月3日 大県・若江郡の調・租を免じ、平城宮への帰途につく
			閏10	平城宮で留守百官が道鏡を拝賀する
	766	天平神護2	10	道鏡を法王とする
	768	神護景雲2	2	弓削浄人(道鏡の弟)を大納言とする
	769	神護景雲3	1	平城宮西宮で大臣以下が道鏡を拝賀する
			5～9	宇佐八幡神託事件
			10～11	第2回目の河内国への行幸:23日間 10月17日 由義宮に行幸【由義宮の初見】 10月21日 龍華寺の西の川辺に遊覧し、同寺に難波宮の綿・塩を施入する 10月30日 由義宮を西京とし、河内国を河内職にする 11月9日 平城宮にもどる
	770	神護景雲4	1	由義宮の範囲に家がある大県・若江・高安郡の人々に補償を行う
			2～4	第3回目の河内国への行幸:39日間 2月27日 由義宮に行幸する 3月3日 博多川のほとりで宴をおこなう 3月28日 葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女230人の歌垣がおこなわれる 4月1日 造由義大宮司の次官を任命する 4月5日 由義寺の塔の建設に伴い、諸司の人・雑工ら95人に位階をあたえる【由義寺の初見】 4月6日 平城宮にもどる
			7	志紀・渋川・茨田などの堤を修造する
			8	4日 称徳天皇が平城宮西宮で亡くなる 17日 称徳天皇、高野山陵(奈良県奈良市)に葬られる 21日 道鏡を下野薬師寺(栃木県下野市)の造寺別当に任じて発遣する 22日 弓削浄人らが土佐国(高知県)に流される 26日 河内職を河内国にもどす
光仁		宝亀元	10	白壁王が即位する(光仁天皇)
	772	宝亀3	4	道鏡、下野で亡くなる
桓武	781	天応元	6	弓削浄人らが赦免され、河内国若江郡に戻る
	800	延暦19	2	河内国若江郡の田が龍華寺に施入される(参考)
後朱雀	1038	長暦2	6	弓削寺が醍醐寺領となる
土御門	1207	建永2	7	河内国通法寺の所領に龍華寺(字弓削寺)がみえる

西京と為し、河内国を以て河内職^{かわちしき}と為す。」として西京の位置付けを宣言していることである。前回からの4年間で、仮の宮ではなく、正式な宮となるよう整備が開始されたことがうかがえる。宮の名称の変更については、西京とするにあたり、氏族名である「弓削」の文字を用いるのではなく、好字である「由義」の文字を用いたのだろう。また、弓削寺の文字も宮と同じく「由義」に変更された可能性が高い。

由義宮の範囲は、神護景雲4年(770)正月の条に、大県、若江、高安郡の百姓の宅で、由義宮に入るものはその価を支払うとあり、一定の範囲が特定できる。また、河内国のうち大県郡、若江郡の田租と安宿郡、志紀郡の田祖^{あすかへ}の半分を免除していることから、安宿郡、志紀郡についても由義宮、西京の範囲としての検討が必要である。

称徳天皇にとって最後となる神護景雲4年(770)の行幸は、39日間におよぶが、由義宮から平城京に還御する前日に由義寺の塔の造営に携わった人々に対し、位階を授けたとある。この記事によって、由義寺は塔を有する寺院であったことが認められる。

位階を授けた翌日、称徳天皇は平城京に戻り、その4か月後に亡くなる。その結果、道鏡は下野薬師寺^{しもつけやくしじ}の造寺別当に任じられて下野国に向かう。河内職は河内国に戻され、西京の造営は中止になったと考えられる。その後の由義寺の様相は明らかではないが、塔は、出土した瓦の種類・構成等から、建立後、長期間維持されていたとは考えにくく、発掘調査の状況から早い時期に火事等で焼け落ちてしまっていた可能性が高い。そして、おそらく平安時代以降、寺院そのものが廃絶し、その場所すらもわからなくなった。

由義宮・由義寺の位置

『続日本紀』に記された由義宮や由義寺について、文献史料からは場所を特定できる材料が少なく、古くから地名や地形等をもとに検討されてきた。江戸時代の観光ガイドブックともいわれる『河内名所図会』(享和元年(1801)刊行)にも「弓削行宮」や「都塚(祇園塚・弁財天塚)」

「由義宮」、「弓削寺址」の項目が記されており、当時の人々が古代の歴史にゆかりのある土地を訪ねていたことがわかる。

『続日本紀』の記述を検討し、由義宮の建設が進められ、由義寺の塔が完成していたとしたのは山本博氏である。山本氏は、昭和42年(1967)頃、大阪外環状線(国道170号)施工に



図2-5 弁財天塚(弁天塚)の現況(位置は図2-19参照)

伴う水道管布設工事において採取した興福寺式の均整唐草文軒平瓦や縄目タタキの平瓦を、興福寺で最も新しい食堂の再建工事を参考にした天平勝宝8歳（756）頃のものとし、由義寺のものと推定した。さらに、由義寺の場所については、瓦が出土した字名「堂ノ後」付近を考えた。これは、今回の塔基壇の位置から北東へ約50mの地点にあたる。さらに中核となる宮殿があった場所は、字名「古屋敷」にある弁財天塚（弁天塚）という土壇状の高まりを中心の範囲を想定された（山本 1971）。

これに対し、足利健亮氏は、弁財天塚を中心として、北方の由義神社（八尾木）と南方の弓削神社（弓削町）の南北三里の範囲とし、東西の範囲については『続日本紀』の記述をもとに大県郡、若江郡、高安郡を考慮して、三里四方を由義宮域とした。京城については、時間的な問題から実際には施工されていないとしながら、龍華寺や智識寺等を宮域に含める必要性から、平城京や恭仁京、難波京の九条八坊を踏襲したプランを提案している（足利 1986）。

山本氏、足利氏のいずれも字名「古屋敷」にある弁財天塚を基準としている。弁天塚は、現状では小さくなっているが、検討当時は1辺10m程度の正方形の土壇があったとされる（図2-5・2-19・2-33・2-37参照）。

この土壇とともに周辺に残る「古屋敷」、「宮前」、「宮東」、さらに「大門」や「堂ノ後」などの小字名も残っており、由義宮や由義寺の存在を想定できる。

発掘調査成果からみた由義宮・由義寺

塔基壇発見の契機となった区画整理事業に伴う発掘調査が、（公財）八尾市文化財調査研究会により平成27～30年（2015～2018）に実施された。この区画整理事業は、八尾市都塚1～4丁目、柏村町3丁目、東弓削3丁目、大字刑部、大字都塚、大字東弓削、大字二俣の範囲約20ha（20万㎡）の広範囲に及ぶ（調査区はA～C区と呼称：図2-19・表2-2参照）。

区画整理事業に伴う発掘調査では、南北に通じる大阪外環状線を東西の境にして、西側調査地（C区）での大量の奈良時代後期の瓦の出土を端緒とした塔基壇の発見があったが、東側調査地（B区）においても由義宮の時期に近い奈良時代の遺構や遺物が多数確認されている。由義宮の範囲とは特定はできなかったものの、掘立柱建物（図2-6左）や、由義宮の造営に関連して資材等を運搬したと考えられる南北方向の大溝（図2-6右・図2-7左）や船着き場と考えられる石組み（図2-7右）を検出するなどの成果が得られている。

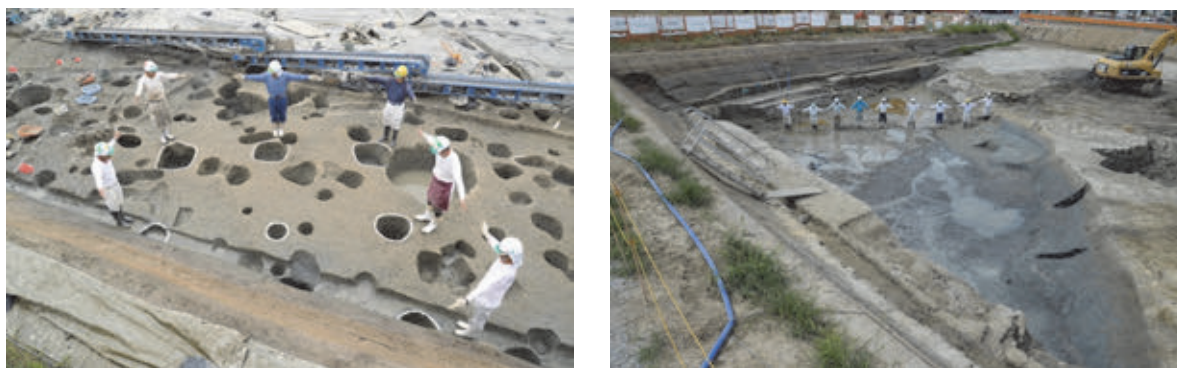


図 2-6 B 区で確認された奈良時代の掘立柱建物（左）と大溝（右）

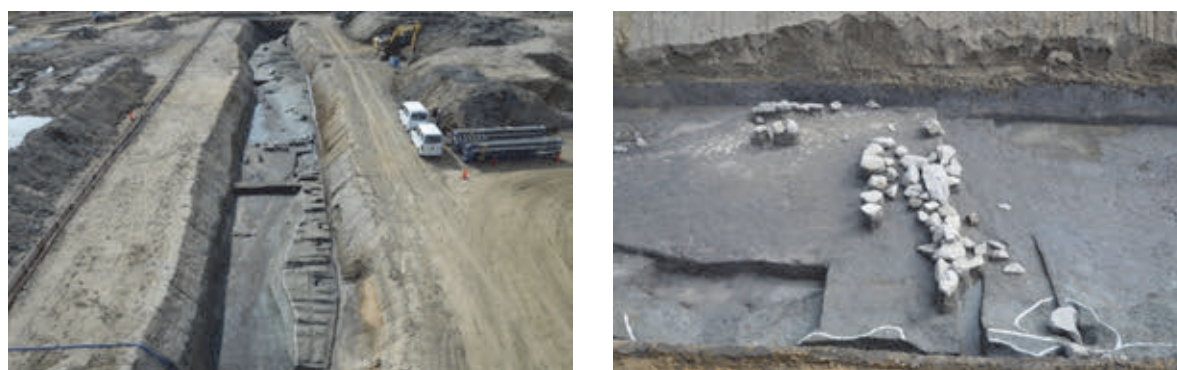


図 2-7 B 区で確認された大溝（左）と船着き場とみられる石組み（右）

塔基壇の調査成果

（公財）八尾市文化財調査研究会による区画整理事業に伴う発掘調査、その後、基壇を確認した国庫補助事業による調査、さらに平成 30 年（2018）2 月の史跡指定後、平成 30 年（2018）8～10 月に、八尾市教育委員会により塔基壇の状況を把握するため、発掘調査を実施した。これら一連の調査によって、塔基壇の規模や構築に関わる工法を確認できた。

基壇は、粘質土と砂質土の薄い層を交互に突き固めた丁寧な版築工法で築かれ、現状では一部で高さ約 70 cm が残っていた（図 2-11）。残念ながら塔心礎をはじめとする礎石が失われており、柱の位置や数、柱間寸法は明らかではないが、上面に掘りこまれた後世の土坑から、四天柱または側柱の礎石の可能性がある巨石や円柱座をもつ礎石（図 2-12）を確認している。また、和同開珎や万年通宝、神功開宝などの錢貨（図 2-16）、さらに佐波理鉦の破片（図 2-17）など鎮壇具と考えられる出土品がある。

基壇外装の地覆石や羽目石、延石などは抜き取られていたが、凝灰岩の破片を含んだ溝が四方にめぐることから、1 辺約 20m の正方形の基壇に復元することができる。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、七重塔を有した大安寺（奈良県奈良市）の塔基壇に匹敵するものであることから、塔の上部構造は七重塔であった可能性も考えられる。

さらに、おそらく塔倒壊時に周囲に転落したと考えられる大量の瓦は、奈良時代後半に限定できる軒瓦が占める割合が高く、由義寺の性格を考える上で重要である。瓦につ

いては、平城宮や西大寺をはじめとして、摂津金寺山廃寺や四天王寺、安芸国分寺、下野薬師寺など各地の同范、同系統の瓦が見つかっており、官営寺院としての由義寺を考える重要な資料となっている（図2-13～15）。

また、瓦とともに、塔頂部の相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性が検討されている復元径約90cmの銅製品（鍍金されていた可能性が高い・図2-18）が出土しており、遺構の性格を考える上で重要である。

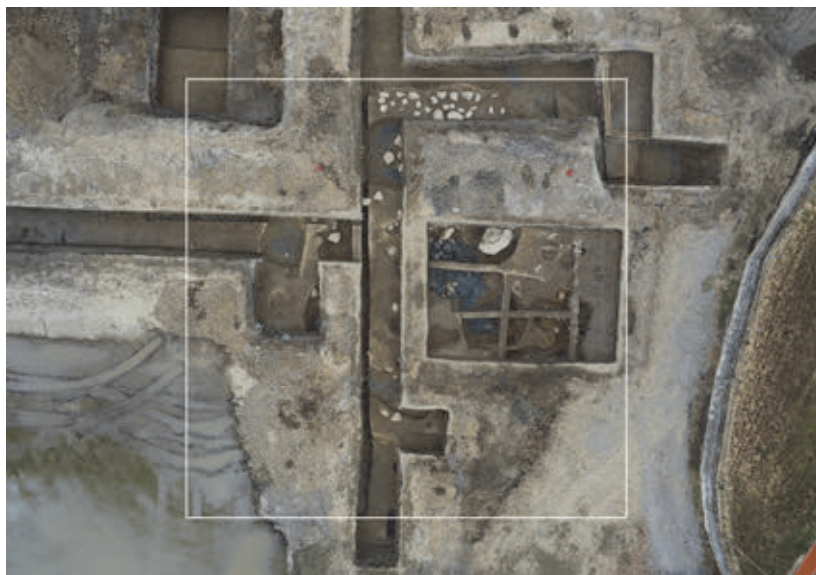


図2-8 塔基壇の検出状況（上が北・白線が塔基壇の復元位置）



図2-9 左：基壇周囲の大量の瓦を含む整地層・右：凝灰岩の破片を含む溝



図2-10 基壇の検出状況（左：北端・右：東端）

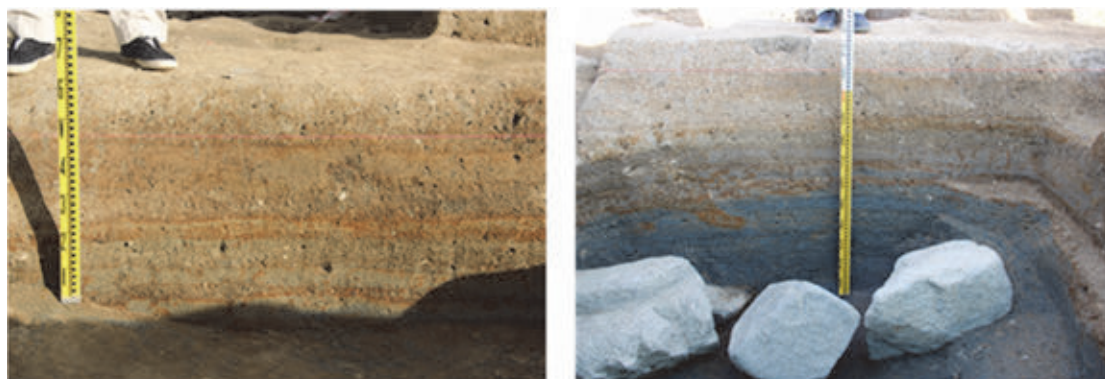


図 2-11 基壇の版築（同一壁面：右は下層確認後）

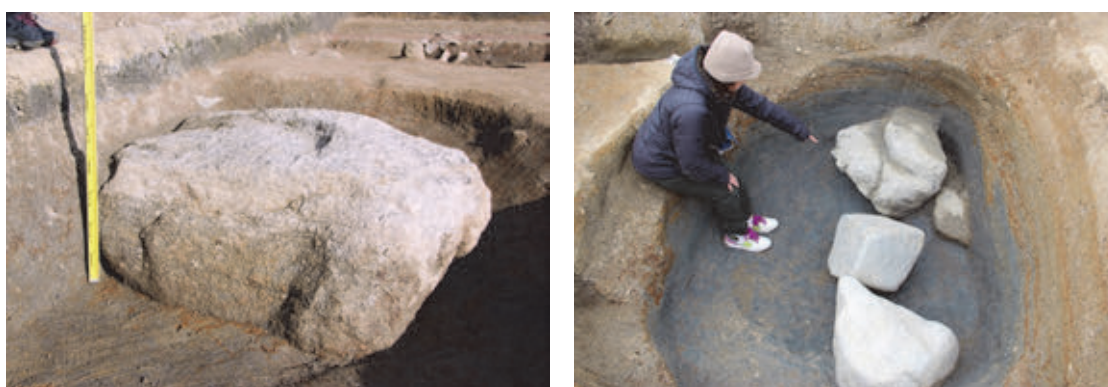


図 2-12 基壇内の土坑から出土した礎石と考えられる石材



細弁十二弁軒丸瓦（西大寺系）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（興福寺式）



均整唐草文軒平瓦（東大寺系）



均整唐草文軒平瓦（興福寺式）

図 2-13 史跡由義寺跡の出土瓦（その1）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（河内国分寺と同範）



均整唐草文軒平瓦（四天王寺と同範）



重郭文軒平瓦（難波宮式）

図 2-14 史跡由義寺跡の出土瓦（その2）



図 2-15 出土した瓦



図 2-16 銭貨



図 2-17 佐波理鏡



図 2-18 伏鉢もしくは請花と考えられた銅製品（発掘調査報告書より）

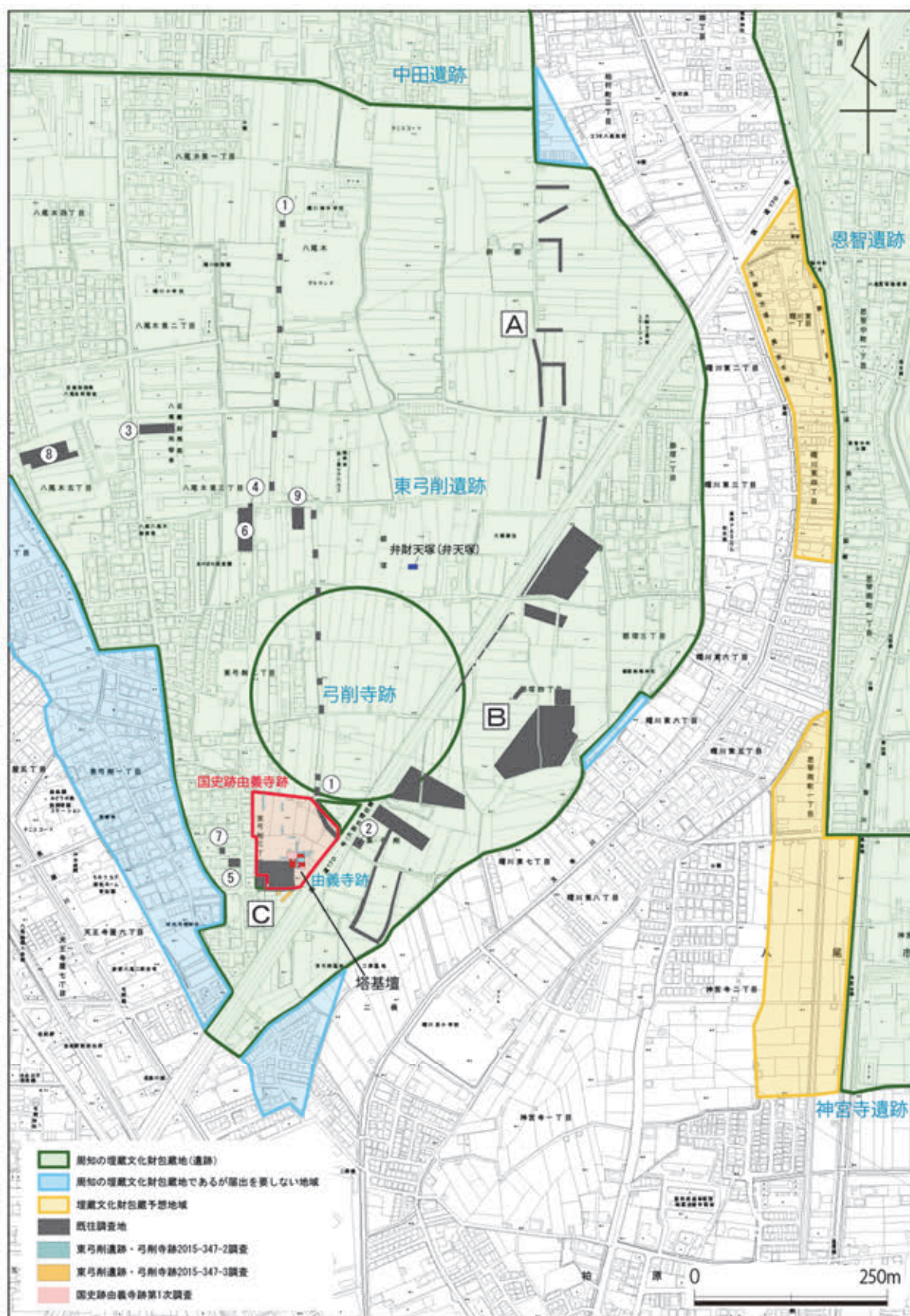


図 2-19 既往の発掘調査位置図

表 2-2 周辺での既往調査

既往調査一覧（奈良時代関連）			
番号	調査名	調査年	主な遺構・遺物
①	府水道部送水管布設工事	昭和 50、51 年 (1975、1976)	弥生～鎌倉時代の遺構、遺物、 <u>奈良～鎌倉末期の瓦、凝灰岩を含む整地層</u>
②	東弓削遺跡第 2 次調査 (1986-280)	昭和 61 年 (1986)	水田遺構、整地層、 <u>奈良～鎌倉時代末期の瓦</u>
③	東弓削遺跡第 3 次調査 (HY87-3)	昭和 63 年 (1988)	弥生～近世期の遺物
④	東弓削遺跡 (93-298)	平成 6 年 (1994)	弥生中期後半～鎌倉時代後半の遺物、 <u>奈良末～平安時代初頭の瓦</u>
⑤	東弓削遺跡 (98-572)	平成 11 年 (1999)	平瓦、丸瓦を多量に含む中世期の落ち込み
⑥	東弓削遺跡 (2003-150)	平成 15 年 (2003)	弥生中期後半、古墳後期、 <u>飛鳥、奈良、平安、中世期の遺物</u>
⑦	東弓削遺跡 (2006-17)	平成 18 年 (2006)	瓦、瓦器を含む河川堆積層
⑧	東弓削遺跡 (2008-461)	平成 21 年 (2009)	<u>奈良時代後期の土器棺墓</u>
⑨	東弓削遺跡 (2012-213)	平成 24 年 (2012)	<u>奈良時代末～平安時代初頭の作土層</u> 、中世期の河川堆積
A	区画整理事業に伴う発掘調査 東弓削遺跡第 24～28 次調査 (HY2015-24、2016-26、 2016-27、2017-28) 弓削寺跡第 3～7 次調査 (YGT2015-3、2015-4、2016-5、 2016-6、2017-7)	平成 27～30 年 (2015～2018)	弥生時代：溝、土器埋納遺構 古墳時代：土坑、溝、自然流路、家形埴輪 <u>奈良時代：柱穴群</u> 、中世～近世：耕作跡
B			古墳時代：溝、形象埴輪 <u>奈良時代：溝、井戸</u> 中世：柱穴、曲物・石組み・桶枠等の井戸、土師器 皿埋納土坑 中世～近世：耕作跡
C	東弓削遺跡第 27 次調査 (HY2016-27) 東弓削遺跡・弓削寺跡 (2015-347) の調査	平成 28 年～ 平成 29 年 (2016～2017)	<u>中世期の整地層及び瓦積み井戸等から奈良時代後半の瓦が出土</u> <u>(由義寺跡塔基壇発見の端緒となる調査)</u>
	国史跡由義寺跡第 1 次発掘調査	平成 30 年 (2018)	<u>塔基壇の確認調査：奈良時代後半の瓦、金属製品等</u>

※黒下線：奈良時代の遺構、遺物に関する内容

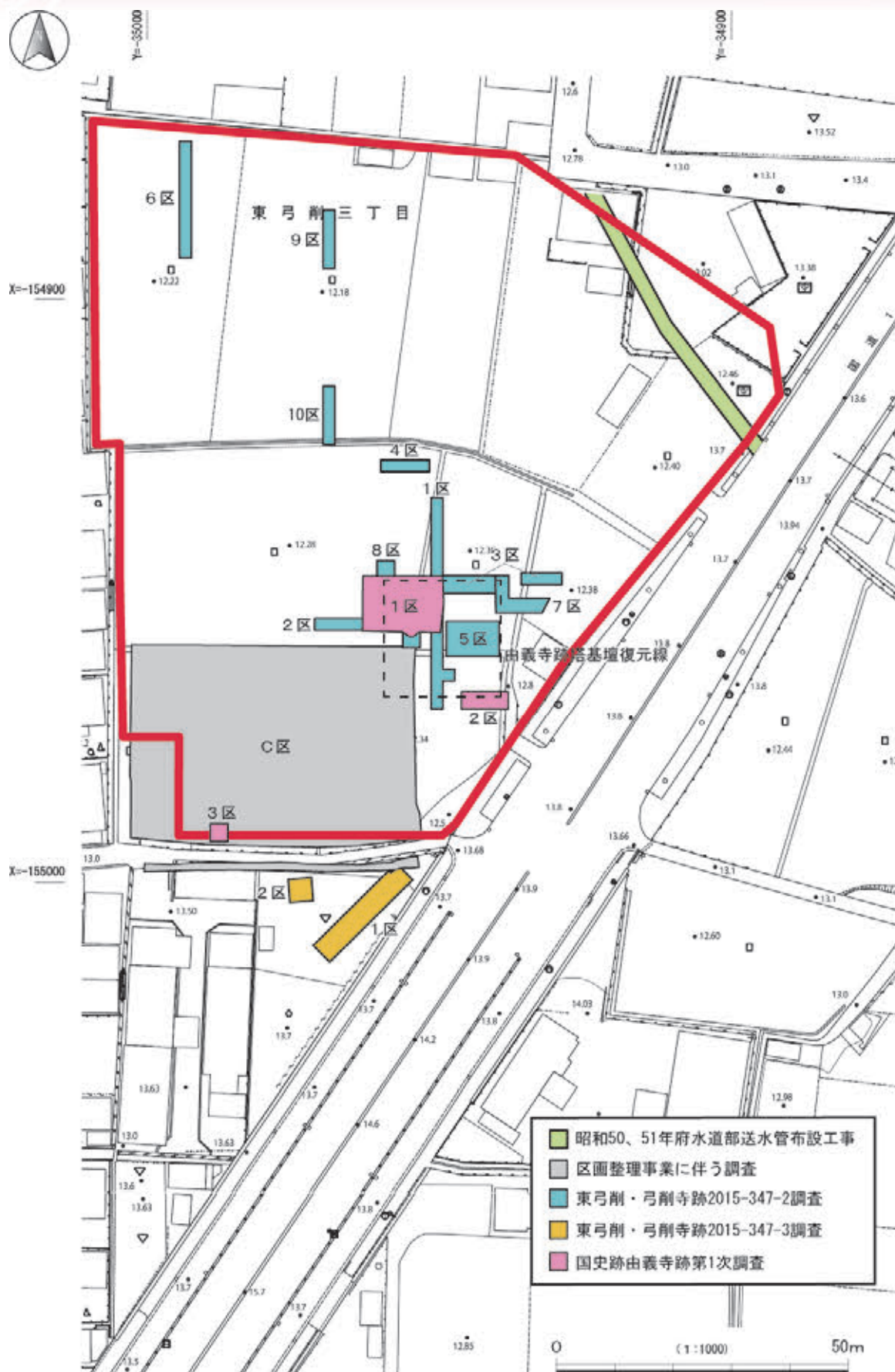


図 2-20 史跡指定地（赤線の範囲）及び周辺における既往調査位置図

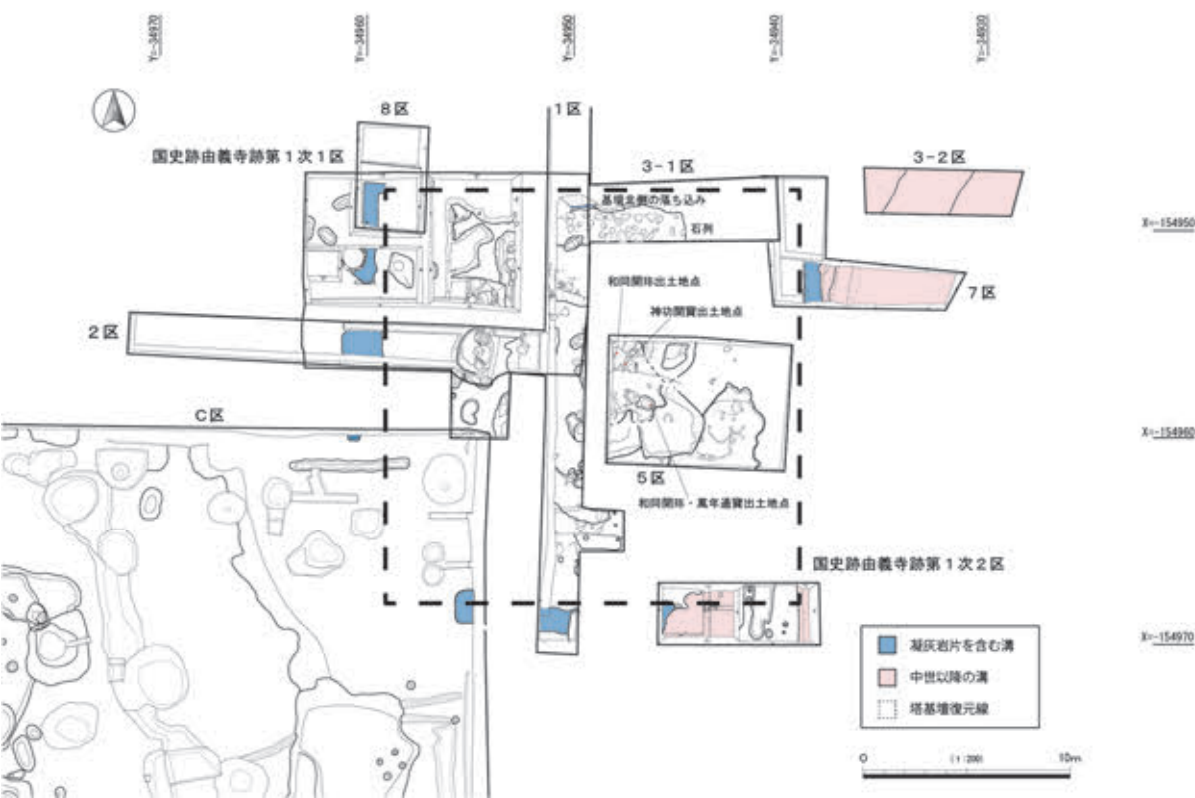


図 2-21 塔基壇検出遺構平面図（破線は塔基壇の復元ライン）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第3節 史跡由義寺跡を取り巻く環境

(1) 歴史的環境

由義寺が建立された歴史的な経緯について理解するため、史跡由義寺跡が所在する周辺の歴史も含めて時代ごとに概観する。

① 旧石器・縄文時代

八尾市域で最も古い人々の足跡は、今から2万年前、旧石器時代後期にさかのぼる。史跡由義寺跡の南西に位置する羽曳野丘陵の先端付近にあたる八尾南遺跡で国府型ナイフ形石器をはじめとした石器の製作跡が確認されている。

縄文時代になると、海水が河内平野の奥深く（現在の八尾市及び東大阪市付近）まで入り込んで、河内湾を形成しており、由義寺周辺では縄文時代の遺跡は確認されていない。由義寺東方の山麓部の恩智遺跡などでは縄文時代の集落が確認されている。

② 弥生時代

弥生時代になると、河内湾が河内潟となり、後期には淡水化が進み、河内湖となる。稲作の開始とともに河内湖に注ぐ旧大和川流域の肥沃な土地に多くの集落が営まれ、亀井遺跡に代表される大規模な環濠集落がつくられる。史跡由義寺跡周辺においても田井中遺跡、弓削遺跡などで環濠集落がつくられ、山麓部では恩智遺跡などで大規模な集落が発展する。

③ 古墳時代

3世紀前半、平野部の^{きゅうほうじ}久宝寺遺跡や^{とうごう}東郷遺跡、^{なかつ}中田遺跡など多くの大規模な集落が営まれ、吉備や山陰をはじめとする他地域との活発な交流が行われた。

4世紀代には、平野部で、^{みその}美園古墳や^{かやふり}萱振1号墳、中田古墳など精巧な船形埴輪や家形埴輪などの形象埴輪を持つ古墳が見られる。史跡由義寺跡周辺で古墳は確認されていないものの、盾形埴輪等の形象埴輪が見つかったことから、形象埴輪を有する古墳が周辺にあったと考えられる。

^{もす}百舌鳥古墳群に代表される巨大な前方後円墳が造られるなか、山麓部北方の楽音寺・大竹古墳群で5世紀前半に中河内最大の全長約160mの心合寺山古墳（国史跡）が造られる。心合寺山古墳は、楽音寺・大竹古墳群にある前代の前方後円墳と隔絶した規模



図2-22 心合寺山古墳と高安山麓（北西から）

である。これらの前方後円墳は、中河内の山麓部から平野部を治めるような権力を有した歴代首長の墓であったと考えられる。

6世紀前半になると、山麓部の南方に全長 60m前後の前方後円墳である郡川東塚古墳と郡川西塚古墳が築造される。両古墳は、高安千塚古墳群（国史跡）の造墓契機となった古墳で、朝鮮半島から導入された横穴式石室を埋葬主体とする。これら古墳の築造を契機として、高安千塚古墳群の造墓が開始され、6世紀後半に築造が最盛期をむかえ、古墳数が増大する。

6世紀末を過ぎ7世紀に入ると、高安千塚古墳群における古墳の数や規模が縮小される。古墳群の盛衰は、中河内を拠点とする有力氏族の物部氏の動向と連動したものと考えられる。

④飛鳥時代

中河内には、智識寺（柏原市）をはじめとする河内六寺（智識寺、山下寺、大里寺、三宅寺、家原寺、鳥坂寺）などの古代寺院が生駒山系の山麓部に造られた。河内六寺に続くように、市域では心合寺（秦興寺）や高麗寺、教興寺をはじめとする寺院が建立された。

平野部においては、7世紀前半、中河内最古の洪川廃寺が建立されている。物部氏と蘇我氏との争いを経て、物部氏の衰退後に上宮王家もしくは蘇我氏が建立したと考えられている。由義寺の前身寺院である弓削寺も、弓削氏の氏寺として飛鳥時代に建立されたと考えられる。

645年の大化の改新ののち、班田収授法が定められていった。池島・福万寺遺跡では飛鳥時代から奈良時代にかけての条里制の地割を示す水田跡が確認されている。

天智6年（667）に高安城が高安山頂付近に築造された。高安城は、唐・新羅連合軍に大敗した白村江の戦い後の緊迫した対外状況の中、大和を防衛する最終の砦として築かれた。その後、高安城は、持統8年（694）の藤原京への遷都後も修理、使用されていたが、大宝元年（701）に廃城となったとされる。

しかし、和銅5年（712）に元明天皇の行幸があり、奈良時代初めまで機能していたようである。城の位置は明らかでなかったが、昭和53年（1978）に「高安城を探る会」が高安山山頂付近で奈良時代初めの倉庫跡の礎石を確認し、その一端を知る貴重な発見になった。

⑤奈良時代

和銅3年（710）、藤原京から平城京に遷都され、律令国家としての体裁が整っていく。現在の八尾市は、河内国に属しており、その範囲は高安郡、若江郡、洪川郡、志紀郡、丹比郡、大県郡にまたがる。そして、平城京と難波宮、難波津を結ぶ要衝の地として発展した。発掘調査では、成法寺遺跡や小阪合遺跡で奈良時代の建物や道路跡の他、河

川や井戸から祭祀に使われた人面墨書土器^{じんめんぼくしよ}や銭貨などが出土している。

そして『続日本紀』によると、天平神護元年（765）に称徳天皇が弓削氏出身の道鏡の故郷である弓削の地に行幸し、弓削寺に礼仏している。以降、称徳天皇の行幸は合計3度に及ぶ。そして、神護景雲3年（769）には、河内職を置き、由義宮を平城京の西方に位置する西京として拡張、整備が進められた。しかし、天皇の死によりわずか1年足らずで造営は中止となった。これら『続日本紀』に記載があった由義寺、由義宮や西京の実態は不明だったが、発掘調査によって西大寺系や興福寺式の瓦や凝灰岩の切石片とともに大規模な塔基壇跡が発見された。官営寺院として建立された由義寺、そして由義宮さらに西京の実態を知る貴重な手がかりをようやく得ることができた。（表2-1の「由義寺関連年表」参照）

⑥平安時代

称徳天皇の死後、河内職が廃止され、平城京から長岡京、そして平安京に遷都される。

平安時代後期には、貴族や大寺院が経営した荘園が各地に設置されるようになった。藤原摂関家の荘園の1つであった玉櫛^{たまぐし}荘^{のしょう}に関わる水田跡がみつかった池島・福万寺遺跡や、山麓部の神立に宇治平等院の瓦を焼いた向山瓦窯^{むかいやまがよう}がある。近年の平等院の瓦葺き替えに伴う調査で1,500枚を超える平安時代の瓦が現代まで使用されており、そのうち1,273枚が河内系の瓦であった。摂関家の寺院経営において玉櫛荘の果たした役割が大きかった。

⑦鎌倉時代～室町時代

平安時代に引き続き、貴族や大寺院の荘園が多く営まれた。そして、新たに台頭した武士が開発した領地を寄進し、荘園を管理、実権をもつようになった。武士化した地域の有力層の屋敷跡と推定される遺構が池島・福万寺遺跡で確認されている。

山麓部の式内社である玉祖神社^{ぶんじ}には、文治元年（1185）に、北条時政が神宮寺である菌光寺^{おんこう}に与えた国内最古の木造制札^{もくぞうせいさつ}（禁制）が残されている。

中世における寺院の様相は明らかでないが、山麓部で飛鳥時代の創建とされる教興寺は衰退していたが、鎌倉時代に入り律宗の僧で西大寺中興の祖である叡尊^{えいそん}により復興が進められた。その後、室町時代から戦国時代にかけては、中河内も戦乱に巻き込まれ、教興寺付近も戦場となった。

⑧戦国時代～安土・桃山時代

平野部で浄土真宗（開祖・親鸞）の中興^{れんによ}の祖である蓮如の布教をきっかけに建立された西証寺^{さいしやう}（のちの顕証寺^{けんしやう}）を中心とした久宝寺寺内町、さらに萱振寺内町が造られる。その後、本願寺の東西分派の影響を受けて、八尾寺内町が成立、発展した。寺内町は、城ではないものの、堀と土居で囲まれた都市であった。また、戦国期の城は、高安山山

頂に松永久秀が居城とした信貴山城の出城があったほか、平野部に八尾城があり、当該期の遺構や遺物が確認されつつある。

そして、豊臣家と徳川家の最後の戦いとなった慶長20年(1615)の大坂夏の陣では、山麓部に徳川勢が陣を敷き、萱振や久宝寺などが戦場になった。

⑨江戸時代

河内平野は、河川が運ぶ肥沃な土壌で耕作に適していたが、洪水による被害も多発していた。そのため、宝永元年(1704)に中甚兵衛なかつしやへいらの訴えにより大和川の付け替えが行われ、その後、旧大和川の川筋の地で新田開発が進められた。新田では砂地に適した綿木が栽培され、河内を代表する産地となった。新田を管理するため多くの会所が設けられたが、長瀬川の旧川筋を開発した安中新田の会所を継承する建物が今なお残っている。

『河内名所図会』(享和元年：1801)では、「若江郡」の章に由義宮ゆかりの地として都塚村に「都塚」、「祇園塚」、「弁財天塚」などの塚があったとしている。さらに「由義宮」、「弓削寺址」、「弓削行宮」の項目も掲載されており、由義宮に対して江戸時代の人々も関心を持っていたことがわかる。

⑩近代～現代

明治維新後の廃藩置県を経て、明治22年(1889)の市町村制施行後、史跡由義寺跡のある若江郡の東弓削村、都塚村など六村が合併して曙川村になった。

戦後、昭和23年(1948)の八尾市発足後、昭和30年(1955)に曙川村が八尾市に編入、その後昭和39年(1964)に若林、松原市の一部が編入され、現在の八尾市が誕生した。八尾市の人口は約26万6千人(令和2年3月末現在)で、史跡由義寺跡が位置する曙川地区(曙川小学校、刑部小学校、曙川東小学校区)は約2万5千人が居住している。

史跡由義寺跡がある外環状線周辺は市街化調整区域であることから、水田、畑地の景観が広がっていたが、区画整理事業により新たな市街地としての整備が進み、店舗や住宅が立ち並ぶ景観に変わりつつある。

表 2-3 八尾の歴史年表

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
旧石器時代	約2万年前	・八尾南遺跡などで国府型ナイフ形石器等の石器が使われる	・ナウマンゾウやオオツノシカ等の狩猟生活が営まれる
縄文時代	約1万2千年前	・河内湾を望む恩智遺跡、久宝寺遺跡、田井中遺跡、池島・福万寺遺跡などで集落が営まれる	・縄文土器が使われる
弥生時代	紀元前4世紀 2世紀	・河内湖を望む山賀、久宝寺、亀井、田井中、池島・福万寺、恩智遺跡などで集落や水田が営まれる	・コメ作りがはじまり、ムラができる ・弥生土器が使われる ・銅鐸のまつりが行われる
古墳時代	紀元後2世紀3世紀	・恩智遺跡（府史跡）で垣内山銅鐸・都塚山銅鐸（府指定）、跡部遺跡で跡部銅鐸（市指定）が埋納される ・大竹西遺跡の鋳造鉄剣（市指定）が埋納される ・中田遺跡、東郷遺跡、久宝寺遺跡などで大規模な集落が営まれる	・57年 倭の奴の国王が漢に遣使する ・147～189年頃 倭国大乱が起こる ・239年 邪馬台国の卑弥呼が魏に遣使する ・248年頃 卑弥呼が死去する ・大和で前方後円墳の築造がはじまる
	4世紀	・向山古墳、西ノ山古墳、花岡山古墳（前方後円墳）が築造される ・美園遺跡、萱振遺跡、東郷遺跡、中田遺跡などで埴輪をもつ小規模な古墳が築造される	・391年 百済・新羅と戦う（好太王碑）
	5世紀	・心合寺山古墳（前方後円墳・国史跡）が築造される	・421年～ 倭王が宋に遣使する ・百舌鳥古墳群、古市古墳群で巨大な前方後円墳が築造される ・朝鮮半島から横穴式石室などの葬制や須恵器等の技術が伝来する
	6世紀	・郡川西塚古墳、郡川東塚古墳（前方後円墳）が築造される ・高安千塚古墳群（国史跡）の造墓が開始される ・愛宕塚古墳（府内最大級の横穴式石室・府史跡）が築造される	・507年 継体天皇が即位する ・527年 筑紫君磐井の乱が起こる ・538年 百済より仏教が伝来する
飛鳥時代		・高安千塚古墳群の造墓が終わる	・587年 蘇我馬子、厩戸皇子らと物部守屋を滅ぼす ・592年 初の女性天皇・推古天皇が即位 ・600年 遣隋使が開始される

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
奈良時代	7世紀	・中河内最古の寺院の渋川廃寺が建立される ・高安山古墳群が築造される ・667年 高安城が築かれる ・心合寺や高麗寺など山麓に寺院が建立される ・池島・福万寺遺跡で条里制の水田がつくられる	・607年 法隆寺が建立される ・630年 遣唐使が開始される ・645年 大化の改新が始まる ・663年 白村江の戦いが起こる ・672年 壬申の乱が起こる ・694年 藤原京に遷都
	8世紀	・701年 高安城廃城 ・712年 元明天皇が高安城に行幸する ・742年 弓削寺の僧が得度者を推挙する（弓削寺の初見） ・764年 道鏡が大臣禅師になる ・765年 称徳天皇が弓削行宮に行幸する（第1回行幸） 弓削寺に礼仏する/道鏡が太政大臣禅師になる。 ・766年 道鏡が法王になる ・769年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第2回行幸） 由義宮を西京にする。河内職を置く ・770年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第3回行幸） 由義寺の塔が建立される（由義寺跡・国史跡） ※くわしくは「表 2-1 由義寺関連年表」を参照	・701年 大宝律令が出される ・710年 平城京に遷都 ・743年 墾田永年私財法が出される ・752年 東大寺大仏開眼供養が行われる ・764年 藤原仲麻呂の乱が起こる 称徳天皇が重祚する ・769年 宇佐八幡宮神託事件が起こる ・770年 称徳天皇が崩御する
	9世紀		・784年 長岡京に遷都 ・794年 平安京に遷都
平安時代	10世紀		・894年 遣唐使が停止される ・902年 延喜の荘園整理令が出される
	11世紀		・1016年 藤原道長が摂政になる ・1053年 藤原頼通が平等院鳳凰堂を造営する
	12世紀	・向山瓦窯で平等院鳳凰堂の瓦がつくられる ・池島・福万寺遺跡で藤原氏の荘園、玉櫛荘関係の水田が経営される	・1101年 平等院鳳凰堂が瓦に葺き替えられる ・1167年 平清盛が太政大臣になる
	13世紀	・1185年 北条時政が菴光寺に制札を発給する	・1185年 治承・寿永の乱が起こる ・1192年 源頼朝が征夷大将軍になる
鎌倉時代		・1281年 叡尊が教興寺で蒙古降伏の祈禱を行う	・1274年 元寇・文永の役が起こる ・1281年 元寇・弘安の役が起こる

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
室町・戦国時代	14世紀	・1389年 足利義満が常光寺に木材を寄進する	・1333年 鎌倉幕府が滅びる ・1334年 建武の新政が行われる ・1338年 足利尊氏が室町幕府を開く ・1392年 南北朝が合一される
	15世紀	・1460年 畠山義就と畠山政長の争い（松の馬場）が起こる ・1470年 蓮如が久宝寺で布教する	・1467年 応仁の乱が起こる
	16世紀	・1510年 河内地震が起こる ・1545年 顕証寺本堂が完成する ・1575年 織田信長と本願寺との石山合戦で萱振と久宝寺の寺内町が焼き討ちされる ・1581年 八尾城にキリスト教仮聖堂が建立される ・1582年 西郷墓地にキリシタン墓碑が建てられる ・1583年 大坂城築城の際に千塚之石が利用される	・1549年 キリスト教が伝来する ・1573年 織田信長が室町幕府を滅ぼす ・1583年 豊臣秀吉が大坂城を築城する ・1587年 伴天連追放令が出される ・1600年 関ヶ原の戦い
	17世紀	・1608年 森本七郎兵衛らが慈願寺とともに久宝寺を出て、八尾寺内町をつくる。大信寺が建立される ・1615年 大坂夏の陣で八尾・若江の戦いが行われる ・1660年 大信寺が現在の地に移転する ・1679年 『河内鑑名所記』に高安千塚古墳群が紹介される	・1602年 本願寺（東西）が分立する ・1603年 徳川家康が江戸幕府を開く ・1614年 大坂冬の陣が起こる ・1615年 大坂夏の陣が起こる
安土・桃山時代	18世紀	・1704年 大和川が付け替えられる（旧川筋で新田開発が始まる） ・1707年 宝永の大地震が起こる ・1708年 安中新田で検地が行われる ・1711年 慈願寺本堂が修復される ・1716年 顕証寺本堂が再建される ・1727年 伊藤東涯が環山楼で講義する ・1767年 大信寺本堂が再建される ・1783年 常光寺本堂が再建される ・1788年 大信寺本堂が京都へ移築される ・1799年 大信寺本堂が京都から還付される	・1716年 享保の改革が行われる ・1787年 寛政の改革が行われる
江戸時代			

時代	世紀等	八尾のおもなできごと	日本のおもなできごと
明治時代 大正時代 昭和時代	19世紀	・1801年 『河内名所図会』に市域の名所が紹介される ・1814年 慈願寺本堂が焼失する ・1822年 慈願寺本堂が再建される	・1841年 天保の改革が行われる ・1853年 ペリーが浦賀に来港する ・1867年 大政奉還される
	20世紀	・1869年 河内県庁が大信寺に置かれる	・1868年 明治維新になる ・1871年 廃藩置県が行われる ・1889年 大日本帝国憲法が公布される 市町村制が施行される ・1894年 日清戦争が起こる
			・1904年 日露戦争が起こる ・1914年 第一次世界大戦が起こる ・1919年 史蹟名勝天然記念物保存法が施行される ・1923年 関東大震災が起こる
		・1948年 八尾市が発足する ・1966年 心合寺山古墳が国史跡に指定される	・1939年 第二次世界大戦が起こる ・1941年 太平洋戦争が起こる ・1945年 終戦する ・1946年 日本国憲法が公布される ・1950年 文化財保護法が施行される
平成時代	21世紀	・2005年 心合寺山古墳の史跡整備が完成する ・2009年 安中新田会所跡旧植田家住宅の整備が完成する ・2015年 高安千塚古墳群が国史跡に指定される ・2018年 由義寺跡が国史跡に指定される	

(2) 地理的環境

史跡由義寺跡がある八尾市は大阪府の中央部に位置し、生駒山地を境に奈良県と接している（図 2-23）。東側は市域の約 1 割強を占める、高安山を中心に高安山麓と呼称される生駒山地の山並みが続く（図 2-25）。西側の河内平野に市街地が広がる。

史跡由義寺跡は高安山麓にほど近い平野部に位置し、八尾市東弓削 3 丁目に所在する（図 2-24）。



図 2-23 史跡由義寺跡の位置（広域）（出典：国土地理院標準地図）



図 2-24 史跡由義寺跡の位置（八尾市）（出典：国土地理院標準地図）

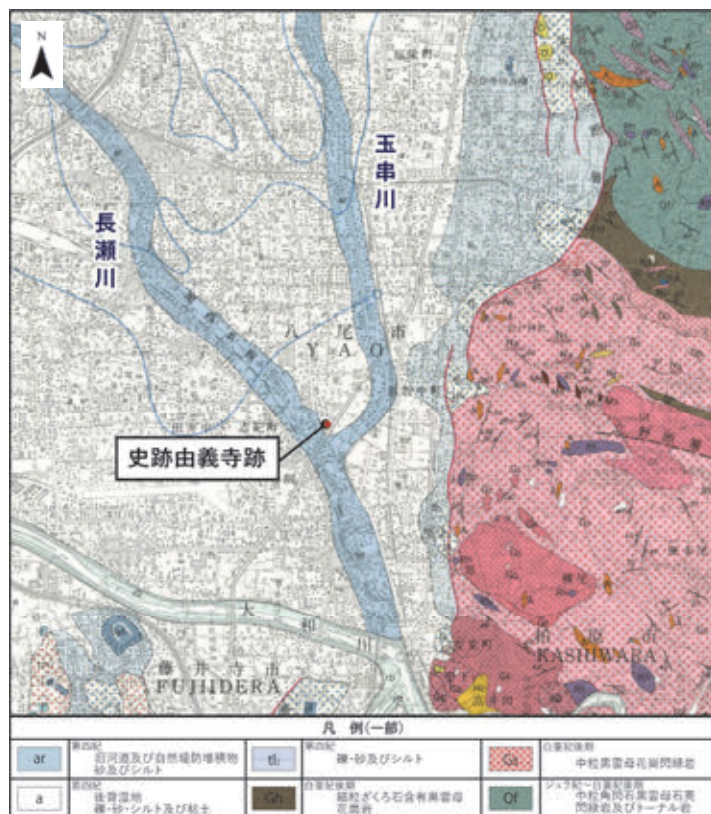


図 2-25 史跡由義寺跡から望む生駒山地の山並み

奈良盆地から河内平野に流れる大和川は、八尾市の二俣で分岐し、東の玉串川、西の長瀬川に分かれる。それぞれの河川は、江戸時代の大和川付替えによって現在は川幅が狭まっているが、奈良時代は 100m を超える大河川であった。その川筋は、現在も航空写真や地形図等から読み取ることができる（図 2-26・27）。

史跡由義寺跡は、この玉串川と長瀬川の間の中積地にあり、河川が分流する分岐点（二俣）のほぼ真北に位置する。由義寺が造営された当時、大河川に挟まれた立地環境であった。また、陸路として、難波宮と平城京を結んだ渋川道が長瀬川沿いに通じていたと考えられ、大和と難波を行き来する物資や人の運搬に適した利便性の高い土地であった。難波宮から大和へ船で向かう人々に、巨大な由義寺の塔、さらに由義宮の存在を強く印象付ける場所に造営されていた。

史跡指定地からは、生駒山地の山並みを仰ぎ見ることができ、東方に見える高安山麓には、南北に通じるのちの東高野街道に沿って、教興寺や高麗寺、さらに智識寺をはじめとする河内六寺などの古代寺院が建立されている。その他、史跡心合寺山古墳や史跡高安千塚古墳群などの歴史資産も数多くある。



出典：5万分の1地質図幅「大阪東南部」（宮地良典、田結庄良昭、吉川敏之、寒川旭、産総研地質調査総合センター）

図 2-26 史跡由義寺跡周辺の地質図



出典：国土地理院撮影航空写真（2007年7月31日撮影）

図 2-27 史跡由義寺跡周辺の航空写真



図 2-28 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺（『目で見える八尾・柏原の 100 年』より・北西から撮影）

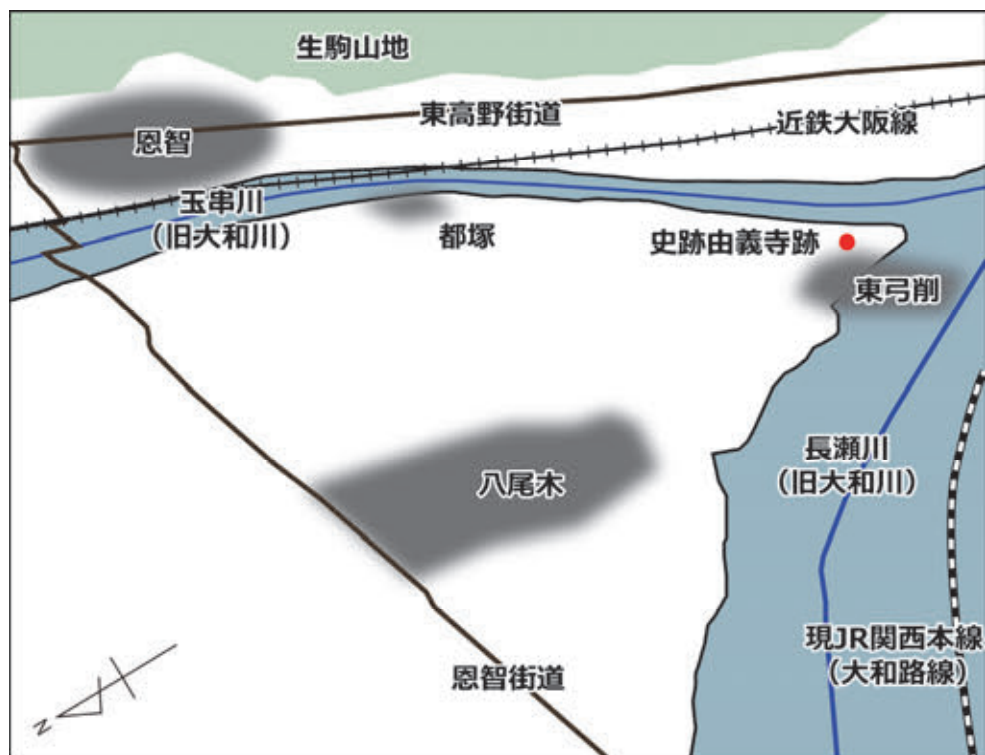


図 2-29 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺写真説明図

(3)社会的環境

①交通・アクセス

史跡由義寺跡は、大阪と奈良の交通上の中間地点にあたり、鉄道や道路網が発達した地域に立地している（図 2-30）。

史跡由義寺跡は、JR 関西本線（大和路線）志紀駅から東へ約 400m、近鉄大阪線恩智駅から南西へ約 1 km の位置にある。JR 志紀駅には、JR 難波駅から約 25 分、天王寺駅から約 15 分で行くことができる。また、平成 31 年（2019）3 月におおさか東線が全線開通したことにより、新大阪駅からの利便性も高まっている。近鉄恩智駅には、大阪難波駅から約 30 分で行くことができ、史跡由義寺跡周辺の鉄道網は大阪の都心部との距離が近い立地にある。

道路については、史跡由義寺跡は国道 170 号（大阪外環状線）と隣接しており、沿道地域にある大阪府の北摂地域や泉州地域を接続する各道路からも接続しやすい。

史跡由義寺跡の最寄り駅になる JR 志紀駅からは、住宅地内もしくは国道沿いを歩いて約 7 分程度の距離にある（図 2-31）。



図 2-30 史跡由義寺跡周辺の交通環境



図 2-31 JR 志紀駅から史跡由義寺跡への経路

②校区

八尾市には 27 の市立小学校と 14 の市立中学校及び義務教育学校が 1 校あり、史跡由義寺跡のある東弓削 3 丁目は曙川東小学校及び曙川南中学校の校区になる。曙川南中学校区は、玉串川と長瀬川に挟まれた住宅地及び農地を含む通学区域で、人口は令和 2 年（2020）3 月末時点で 25,582 人である。



図 2-32 曙川南中学校区

表 2-4 史跡由義寺跡周辺の校區別人口

校区名	人口
曙川東小学校区	6,521 人
曙川小学校区	7,726 人
刑部小学校区	11,335 人
曙川南中学校区（合計）	25,582 人

出典：住民基本台帳人口（2020 年 3 月末）

③指定地および周辺地の状況

1) 曙川南土地区画整理事業を主とした史跡由義寺跡周辺の土地利用計画等の状況

平成 27 年（2015）7 月 10 日から令和 2 年（2020）3 月 31 日にかけて区画整理事業（曙川南土地区画整理事業）が施行されており、新しいまちづくりが行われている。史跡由義寺跡は土地区画整理事業によって宅地開発が計画されていた区域で、区画整理事業に係る発掘調査で発見されたものである。

この区画整理事業によって史跡由義寺跡の周辺には、新しい住宅街や商業施設、都市公園等が整備され、新たな八尾市のまちとして賑わいが創出されている。

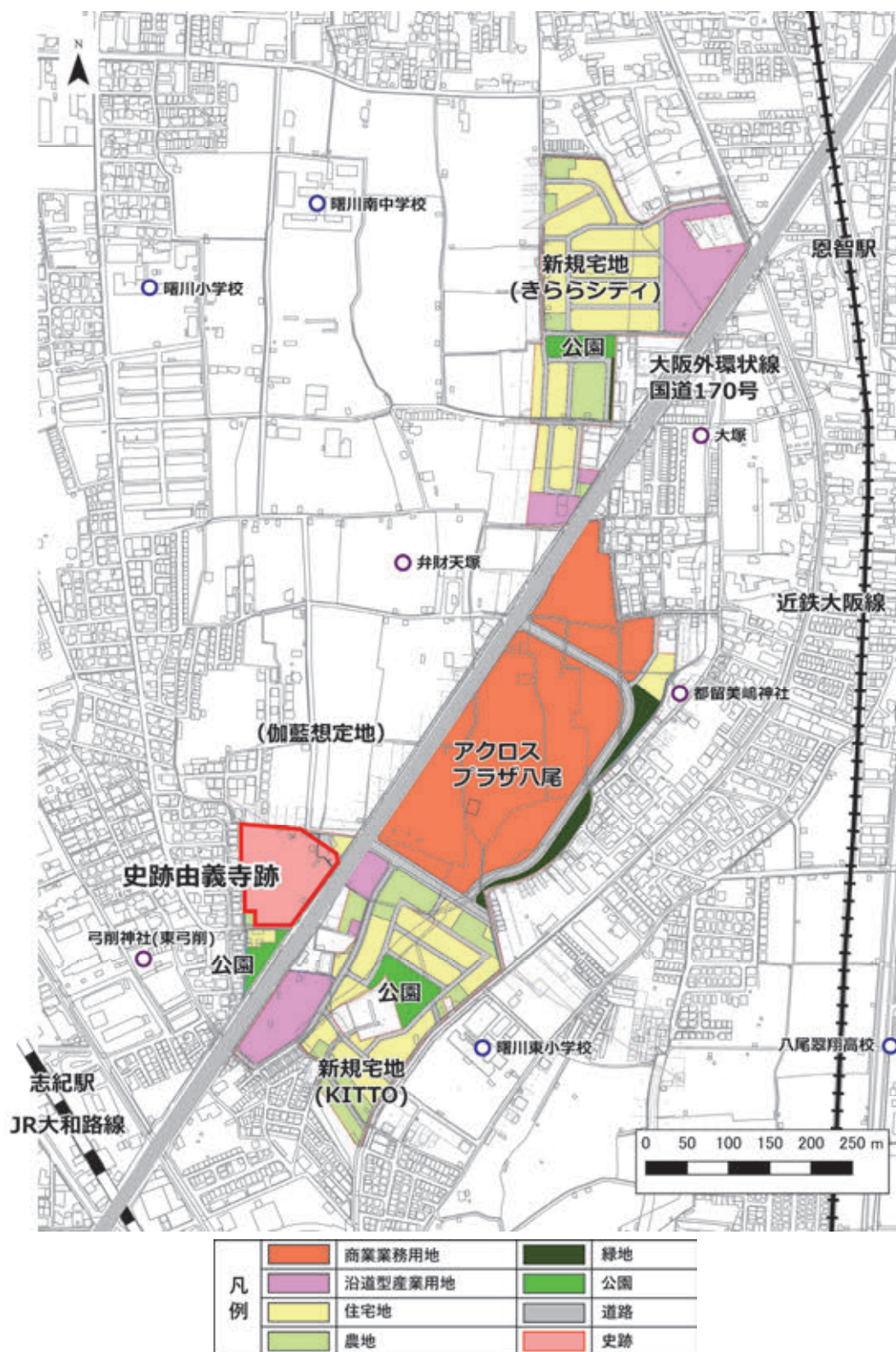


図 2-33 曙川南土地区画整理事業の土地利用計画

2) 史跡指定地および隣接地の状況

区画整理事業施行前の史跡指定地はほとんどが田畑だったが、現在は令和元年（2019）に盛土造成工事等が行われた。史跡指定地南側の一部区域において、史跡標識が整備され、令和元年（2019）10月1日に史跡指定地を見学してもらうために供用が開始された。

史跡指定地北側の隣接地は市街化調整区域で、農地が広がっている。西側の隣接地は既存の低層住宅地であり、史跡指定地との間に幹線道路等分断要因がなく、史跡由義寺跡に最も近い住宅街である。南側の隣接地は区画整理事業によって整備された都市公園（東弓削3丁目公園）がある。東側の隣接地は、国道170号（大阪外環状線）及び区画整理事業による新しいまちづくりが進められている区域があり、北東側には、新たに整備された商業施設がある。



図 2-34 史跡指定地および隣接地

3)防災(避難場所の状況)

史跡由義寺跡は、寝屋川流域の河川の氾濫及び浸水、内水氾濫において、0.5m 未満の浸水が想定されている区域にあたる。また、南海トラフ巨大地震による推定震度は震度6弱となっている。

史跡由義寺跡周辺にある避難地については、地震などの大きな災害時に大人数収容できる避難場所である広域避難場所として、曙川南中学校周辺、火災発生時や余震等の二次災害に備えて、一時的に自主避難する一時避難場所として、曙川小学校や曙川東小学校の運動場などが指定されている。



図 2-35 史跡由義寺周辺の避難場所

表 2-5 史跡由義寺周辺の避難場所

避難場所分類	施設名	面積(m ²) ※一時避難場所 は受入可能面積	受入可能人員
広域避難場所	曙川南中学校周辺	120,000	60,000
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	曙川南中学校(運動場)	10,152	5,076
	曙川小学校(運動場)	4,658	2,329
	曙川東小学校(運動場)	6,871	3,435
	曙川公園	2,220	1,110
	天王寺屋公園	1,320	660
	弓削公園	1,500	750

出典：八尾市地域防災計画（平成31年3月）

④歴史資産

1)八尾市の歴史資産

これまで伝えられ、残されてきた先人の文化的活動により生み出された有形・無形の歴史遺産は、地域の活性化や郷土愛の醸成等のために活用することで、本市にとってさまざまな利益をもたらすものであることから、八尾市では「歴史資産」と位置付けている。

歴史資産は、八尾市内にある国、大阪府、八尾市により指定等を受けている文化財をはじめ、未指定のものであっても各地域の成り立ちを考えるうえで価値が高い文化財、あるいは指定文化財との関係の深い文化財、地域の中で継承されてきた歴史や文化も対象とし、それらを取り巻く地域や環境、産業等についても関連付けられるものである。

八尾市は、旧石器時代から現在に至るまで、人々の営みが連綿と続いてきたまちで、

心合寺山古墳、高安千塚古墳群、由義寺跡といった国史跡や、久宝寺、八尾、萱振の3つの寺内町だけでなく、指定、未指定に関わらず多種多様な歴史資産がある。

また、市域の6割超が埋蔵文化財包蔵地となっている。こうした歴史資産について展示公開する4つの文化財施設（社会教育施設）があり、市民や地域の方とともに保存と活用が進められている。特に、高安山麓一帯には、生駒山系の豊かな自然のなかに、古墳群や瓦窯、寺社などの様々な文化財があり、古来より山麓沿いに東高野街道が通じるなど交通の要所である。

これらの八尾市の歴史資産の特徴をまとめると、以下の5つに整理できる。

- (1) 3つの国史跡
- (2) 3つの寺内町
- (3) 山麓の自然に囲まれた豊かな文化財
- (4) 市域の6割超を占める埋蔵文化財包蔵地
- (5) 4つの文化財施設（社会教育施設）



図 2-36 八尾の歴史資産の5つの特徴

なお、八尾市内には、国の指定等文化財（指定6件、登録27件、旧重要美術品2件）、大阪府の指定文化財（21件）、八尾市の指定文化財（66件）がある。（令和3年（2021）3月現在）

表2-6 八尾市指定等文化財の件数（令和3年3月現在）

種別		国指定等 文化財	府指定 文化財	市指定 文化財	合計
有形文化財	建造物	0	1	11	12
	絵画	0	1	18	19
	彫刻	1	4	10	15
	工芸品	0	2	3	5
	書跡	0	0	1	1
	古文書等	1	0	7	8
	考古資料	0	3	10	13
	歴史資料	0	1	1	2
有形民俗文化財		1	0	0	1
無形民俗文化財		0	0	1	1
記念物	史跡	3	6	4	13
	天然記念物	0	3	0	3
国登録有形文化財 （建造物）		27	-	-	27
その他		旧重要美術品2	-	-	2
合計		35	21	66	122

2) 曙川南中学校区の歴史資産

史跡由義寺跡のある曙川南中学校区には、由義神社や弓削神社（東弓削）、弁財天塚などの歴史資産が存在している。近辺には、玉串川の桜並木や八尾木のつくりもん等の地域資源もあり、史跡由義寺跡の他にも多くの歴史資産や地域資源がある。

表2-7 曙川南中学校区の歴史資産（一部）

指定 文化財	種別	歴史資産名称	指定 文化財	種別	歴史資産名称
国指定	史跡	由義寺跡	未指定		大塚
市指定	考古	中田古墳出土埴輪【歴史民俗資料館】			弁財天塚
未指定		善立寺			高松信重墓
		由義神社			二俣分水源
		都留美嶋神社			六力地藏
		弓削神社（東弓削）			柏村地藏尊
		柏村稻荷神社			中田遺跡



図 2-37 曙川南中学校区の歴史資産（一部）



図 2-38 弓削神社(東弓削)(左)と中田古墳出土埴輪(右:市指定文化財)

(4)法規制

①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法第125条に基づき、現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。また、府指定史跡や市指定史跡においても、それぞれ大阪府文化財保護条例、八尾市文化財保護条例で現状変更等の制限を設けている。

史跡由義寺跡周辺については、旧大和川流域を除く地域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となっており、史跡の未指定地であっても「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることから、土木、建築工事の際には、文化財保護法第93条もしくは第94条に基づく届出・通知等が必要である。

②その他法令等

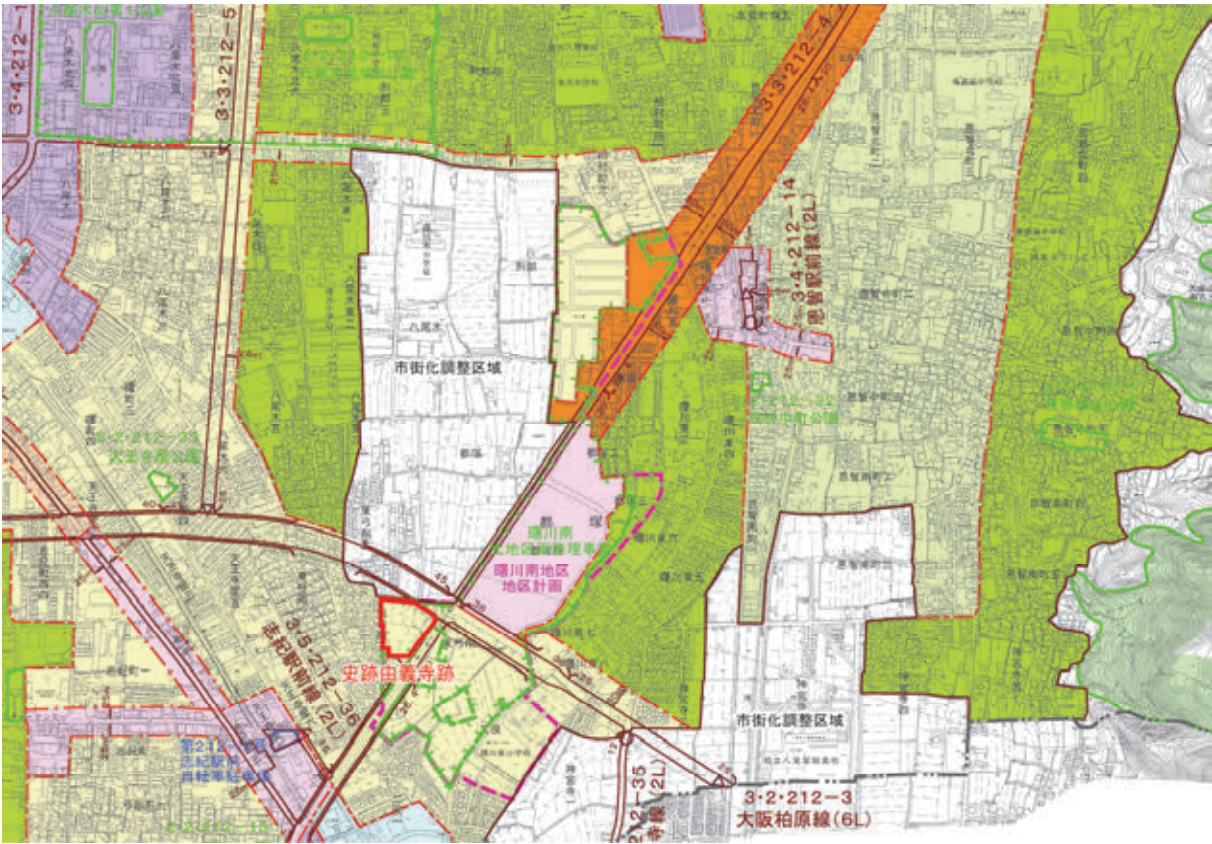
1)都市計画法

史跡指定地及び北側を除く隣接地域は、市街化区域の第1種住居地域にあり、建ぺい率60%、容積率200%の制限を受けている。史跡指定地の北側については、市街化調整区域であるため、原則開発は行えない。

ただし、都市計画法第33条の技術基準に適合し、都市計画法第34条各号（表2-8）のいずれかの立地基準に適合している場合は、市街化調整区域内で開発行為が可能となる。史跡指定地に隣接している北側の区域には、都市計画道路である大阪柏原線が計画されている。

表 2-8 都市計画法第34条に定める立地基準

1号	日常生活上必要な物品の販売、加工、修理を営むための店舗等施設。
2号	鉱物資源、観光資源及びその他の資源の有効利用上必要な施設。
3号	温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする施設。
4号	農林漁業用施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設。
5号	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による所有権移転等促進計画に従って行なわれる農林業等活性化基盤施設。
6号	中小企業団地等、中小企業共同化、集団化に寄与する工場、店舗等の施設。
7号	市街化調整区域内の既存工場と密接な関連（生活活動上）のある工場等の施設。
8号	火薬類取締法に規定する火薬庫等の施設。
9号	道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所・ドライブイン等の施設。
10号	地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域で行うもので、当該地区計画の内容に適合するもの。
11号	おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為。※八尾市において、条例で指定する区域なし
12号	条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた開発行為。※八尾市において、条例で指定する区域なし
13号	市街化調整区域が定められた際、自己の居住用又は業務用のための建築物等を建築する目的で所有権等を有していた者が定められた日から6ヶ月以内に届け出て、5年以内に行う開発行為。
14号	開発審査会の議を経たもの。



凡 例		用 途 地 域 名		用 途 地 域 名		用 途 地 域 名		用 途 地 域 名	
都市計画区域境界	市街化区域境界	第一種低層住居専用地域	15/8	第一種高度地区・準防火地域	40/60/8	商業地域	40/60/8	防火地域	40/60/8
道路、河川等による中心線	地形地物による見通し線その他	第二種低層住居専用地域	20/8	第二種高度地区・準防火地域	30/60/5	準工業地域	20/8	高度利用地区・防火地域	30/60/5
都市計画道路	道路幅員	第三種低層住居専用地域	20/8	第三種高度地区・準防火地域	20/8	準工業地域	30/8	準防火地域	20/8
都市計画都市高速道路	都市計画自転車駐車場	第一種住居地域	30/8	準防火地域	20/8	工業地域	20/8	準防火地域	20/8
その他の都市施設	公園	第二種住居地域	20/8	準防火地域	20/8	工業専用地域	20/8	準防火地域	20/8
公園	公園	準住居地域	20/8	準防火地域	20/8				
都市計画公園及び緑地	土地地区調整事業区域	近隣商業地域	30/8 20/8	準防火地域	20/8				
地区計画区域				防火地域	20/8				

図 2-39 史跡由義寺跡周辺の都市計画（八尾市都市計画図に一部追記）

2)八尾市景観条例・計画

史跡由義寺跡は、景観法および市景観条例に基づく八尾市景観計画における「高安・生駒山並み眺望景観区域」にあり、国道 170 号の道路の端から西側 50m幅より東側の区域にかかる敷地全体は表 2-9・10 に示す規制を受ける。

ただし、景観区域内で行う行為であっても、文化財保護法第 168 条第 2 項の同意を得て行う行為や八尾市文化財保護条例第 10 条第 1 項の許可を受けて行う行為、文化財保護法第 35 条第 1 項（同法第 83 条、第 118 条及び第 120 条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う行為などは届出を必要としない。

表 2-9 八尾市景観計画による届出の対象となる行為及び規模

	届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 12m を超えるもの 又は 建築面積が 1,500 m ² を超えるもの
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 12m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 12m 又は築造面積が 1,500 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

表 2-10 八尾市景観計画による制限事項

項目			内容
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	配置	形態	勾配屋根にするなど、高所から山並みへの眺望に配慮する。
		屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置する物	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。